

芦町監第7号  
平成26年6月4日

芦北町長 竹崎 一成  
芦北町議会議長 寺本 修一 様  
芦北町教育委員長 澁谷 百錬

芦北町監査委員 山下 生 吾

芦北町監査委員 古村 逸 男

定期監査（出先等）の結果意見について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を別紙日程表のとおり実施しましたので、同条第9項の規定により報告します。

なお、各出先機関には、主管課から責任を持って結果の通知をお願いします。

#### 記

（結果及び意見）

今回の定期監査は、各出先機関及び町有施設において実施したところ、予算の執行、各種申請関係、郵便切手の受払い、公金の処理及び管理、施設の安全管理及び衛生管理、決裁等の事務処理は、概ね適正に行われている。

各業務の滞納に伴う徴収については、常に状況を把握した上で対応されており、今後も主管課と各施設の連携を密にし、滞納額減少に向け、より一層努めること。

また、しろやまスカイドームなど不特定多数の人が利用する町有施設においては、心疾患に関する万一の事態に備えAED（自動体外式除細動器）が設置されているが、「みんなが、安全で安心して暮らせるまちづくり」の推進を図るうえでも、未設置の施設において必要性等について検討すること。

なお、AEDが設置してある施設では、その操作を熟知するため、職員に定期的な講習を受けさせ万全を期すること。

（以上）